

〒530-0057

大阪市北区曾根崎2丁目2-1

全国柔整師協会 御中

市川市 こども福祉課
課長 渡部 薫

子ども医療費助成制度とひとり親家庭等医療費等助成制度の拡充について

日頃より、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和5年4月から実施する制度改正の内容について、下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、関係する柔道整復師の皆様へ周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 子ども医療費助成制度

【改正内容】 令和5年4月診療分から助成対象を高校生まで拡大します。

助成対象	支給方式	自己負担金
0歳から中学生まで	現物給付 医療機関の窓口で精算	入院1日 300円 通院1回 300円 調剤 無料
高校生 ※ (令和5年4月診療分から)	償還払い 領収書で申請し、後日、指定口座に振り込み (令和5年11月診療分から現物給付開始予定)	

※18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

・市民税非課税及び均等割のみ課税世帯の自己負担金無償(0円)は、変わりません。

注) 拡大分の高校生は、10月までこれまで通り保険適用後の3割負担分を領収してください。

2. ひとり親家庭等医療費等助成制度

【改正内容】 令和5年4月診療分から自己負担金300円が無料になります。

助成対象	支給方式	自己負担金
ひとり親家庭における ① 0歳～18歳の児童 ② ①の親	現物給付 医療機関の窓口で精算	入院1日 無料 通院1回 無料 調剤 無料

なお、制度改正に伴い、次のとおり**公費負担者番号**が変わりますので、ご注意ください。

診療月	住民税 非課税世帯 均等割のみ課税世帯	住民税所得割課税世帯
令和5年3月診療分まで	85120061 (0円)	85121069 (300円) →廃止
令和5年4月診療分から	同上	85122067 (0円) →追加

【問い合わせ先】

市川市役所 こども福祉課 医療費助成担当
電話 047-712-8539 (直通)